

令和5年第3回広尾町議会定例会 第1号

令和5年9月6日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 産業及び総務常任委員会報告
- 5 議員定数等に関する調査特別委員会報告
- 6 行政報告
- 7 報告第 5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 8 報告第 6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 9 報告第 7号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和4年度における業務実績に関する評価について
- 10 報告第 8号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の第1期中期目標期間における業務実績に関する評価について
- 11 報告第 9号 専決処分の報告について
- 12 報告第10号 専決処分の報告について
- 13 認定第 1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 14 認定第 2号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 15 認定第 3号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 16 認定第 4号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 認定第 5号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 認定第 6号 令和4年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 認定第 7号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 認定第 8号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 認定第 9号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松田 健 司 | 2番 浜 野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 北 藤 利 通 | 6番 志 村 國 昭 |
| 7番 星 加 廣 保 | 9番 渡 辺 富久馬 |

10番 小田 雅二

12番 山谷 照夫

11番 旗手 恵子

13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長
副町長
会計管理者
兼出納室長
総務課長
総務課長補佐
併総務課参事
併総務課主幹
併総務課主幹
併総務課主幹
企画課長
企画課長補佐
住民課長
住民課長補佐
兼住民課長補佐
保健福祉課長
保健福祉課参事
兼老人福祉センター所長
地域包括支援センター長
兼健康管理センター長
健康管理センター次長
保健福祉課子育て支援室長
兼子育て世代包括支援センター長
認定こども園ひろお保育園長
認定こども園ひろお保育園副園長
兼豊似保育所長
特別養護老人ホーム所長
兼養護老人ホーム所長
農林課長
兼町営牧場長

村瀬 優
田中 靖章
沖田 一美
沖田 一美
山崎 勝彦
柏崎 弥香子
西内 努
木幡 幸雄
木村 正樹
坂田 邦昭
山岸 直宏
鎌田 慎美
楠本 直央
村中 晃子
三浦 直大
宝泉 一也
宝泉 大子
村上 洋也
保坂 一子
三浦 直力
浜頭 力
浜頭 力
佐々木 みゆき
船田 光恵
船田 光恵
金石 輝義
金石 輝義
及川 隆之
及川 隆之

水産商工観光課長	室	谷	直	宏
水産商工観光課長補佐	山	田	雅	樹
建設水道課長	寺	井		真
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	寺	井		真
港湾課長	安	岡	伸	弘
港湾課長補佐	須	田	圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	渡	辺	將	人
兼 図 書 館 長	渡	辺	將	人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡	辺	將	人

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴	木	孝	俊
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈農業委員会〉

会 長	大	森	康	雄
事 務 局 長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
---------	---	---	---	---

事 務 局 次 長
総 務 係 主 事 補

佐 藤 直 美
佐々木 琴 葉

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和5年第3回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
8月31日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
次に、本定例会に町長から報告5件、認定10件、同意1件、議案13件を受理しております。また、教育委員会から報告1件、議会から意見書案3件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和5年5月から7月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。
一般質問は、4人の議員から通告があり、9月8日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日6日から9月14日までの9日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日6日から14日までの9日間にしたいと思います。
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6日から9月14日までの9日間とすることに決しました。

◎日程第4 産業及び総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、産業及び総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書23ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田雅二議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） それでは、産業及び総務常任委員会所管事務調査報告を行いましたので、報告させていただきます。

これは、令和5年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告するものであります。

最初に、委員会の開催状況であります。開催日は令和5年7月19日であります。

開催場所につきましては、大樹町、幕別町（忠類）、そして議事堂の議員控室であります。

委員、説明員、事務局職員の出欠については、お手元の報告書にあるとおりでありますので、省略させていただきます。

次に、調査の内容であります。キャンプ場の施設及び運営状況についてであります。調査に先立ち、南十勝エリアにおける各施設を行政視察し、施設の概要等の説明を受け、その後、現地及び資料に基づき説明を受けました。

最初に、カムイコタン公園キャンプ場ですが、利用者の推移については、令和元年度から令和4年度まで、それぞれ1,544人、2,688人、2,689人、そして1,230人が令和4年度であります。同時に、利用料の収入についても、令和元年度から67万4,500円、111万400円、111万4,000円、64万3,500円となっています。

管理体制については、令和4年度は6月4日から9月25日までの114日間でありましたが、令和5年度については延ばして、4月21日より10月22日までの190日間となっています。管理方法及び現地受付人員については、それぞれ業務委託であり、閑散期には1人、繁忙期には3人というふうになっております。維持管理費につきましては、430万円、そして540万円となっています。

このカムイコタンの収容能力及び料金については、Aサイト、Bサイト、Cサイト、それぞれ20台座、そして12台座、そして25台座となっています。テントサイトの利用については、大人600円で、中学生以下は無料であります。1サイトの利用料が1,000円に満たない場合については1,000円が最低の額となっています。

次に、ムービングイン十勝「北の森」ですが、これについては「新しい旅のカタチ」をコンセプトにし、原生林に囲まれた2万坪の敷地に4区画4棟のみの客室等を有する宿泊施設でありまして、総事業費に数億円を投資し、1棟素泊まりの場合に宿泊料が8万円、食事つきでは12万円とのことで、社員も7人を配し万全を期しているとのことであります。道内より首都圏や海外の訪日客等の利用が半分以上で、いわゆる富裕層の利用者が多いとのことであります。また、電気

柵で周囲を囲い「熊対策」も万全であるということでした。全てのサイトにサウナトレーラーとまき式露天風呂を併設し、サイトの区画の間は十分な距離を取ることでプライベート空間を確保しています。手つかずの自然が広がる森の奥深くで、まさしく自然と共生する極上の宿泊体験を提供するというものであります。

その次に、十勝ナウマン温泉ホテルアルコですが、ここはグランピング施設等を見学しました。温泉に併設し、道の駅、子どもの遊び場や遊具など、この施設には集客に結びつく多くの要因があります。第1、第2のサイトにはそれぞれ28と24の区画があり、キャンピングカーや車中泊用の第3のエリアに16区画があります。令和3年7月からは2人から4人用のグランピング施設を2基整備しています。利用料は、1テント当たりハイシーズンで2万7,000円であります。夕食は1人5,000円からであります。キャンプ場は、今年から今まで無料だった利用料金を1区画当たり1,500円にしております。昨年の利用客は約1万人とのことであります。

その次に、シーサイドパークキャンプ場ですが、今年4月、神奈川県相模原市のキャンプ場で倒木があり、1人の死亡事故が発生したことから、シーサイドパークキャンプ場での倒木の可能性について調査を森林組合に依頼しました。約200本がその可能性があるとの報告を受けていることもあり、この委員会としても実態を調査するため訪れました。キャンプ場エリアのうち、シラカバなどの木々は再生の困難性が確認されました。

その後、委員会での机上調査であります。水産商工観光課、企画課、教育委員会の各課より資料に基づき説明を受けました。水産商工観光課からは、約200本の立木伐採整地費用の800万円を含む総額約1億円のキャンプ場造成費用及び委託業者による基本構想・基本計画整備内容積算資料について、企画課については「あつまれ！デイキャンの杜」、キャンプ場ワークショップの実施報告、教育委員会からは昨年の11月のキャンプ場再開検討会による再整備計画についての説明を受けました。

次の表は、これはそれぞれ委員に渡されていると思いますが、シーサイドパークキャンプ場の造成費用について項目別に内訳を書いたものであります。後でというか、もう既にご覧になっているかと思いますが、お目通しをお願いしたいと思います。

そして、次のページに行きまして、主な質疑であります。説明資料にあるトイレ改修関連費用の内容については、説明としては、トイレの床から上の設備や配管・水回りの工事、トイレ機能を修繕しやすいボタン式に改修する内容としてあります。

次の質疑は、施設の再整備における利用者の想定人数ですが、具体的な人数はできていませんが、売上げが1,000万円として考えており、キャンプ場が閉鎖されるまでの人数と再開後のプラスアルファを含めての人数を想定しているとのことであります。

次の質疑は、危険性のある防護保安林の伐採許可についてどのような手続をしているかということについてですが、これについては、保安林の手続については農林課が担当しておりまして、相当な申請や手続が必要になると聞いていますとのことであります。

次に、管理棟をコンテナハウスにするとか、身の丈に合った規模にするなどのコスト削減についてどのような検討をしたかについては、コンテナハウスを含め、いろいろな想定で検討した結果、

D型ハウスの再利用となりました。トイレの改修についても、便器を減らすなどの検討をしたところであるということでもあります。

次は、ワークショップではシーサイドパークでのキャンプ場の再開ありきで話が進められている気がする。丁寧な議論が進められていないのではないかということについては、執行するに当たって内部で検討し、予算についても当然ですが、議会での議論の上で執行していくということでもあります。

次に、業者の選定については、地方自治法に基づき数社からの見積書の提出により事務を進めたということでもあります。

最後に、教育委員会が所管のときに教育施設としての役割は終わったとのことだが、子どもたちの健全育成や経験、体験などについて考えることなく進められるのかということについては、観光施設として整備していく上で、利用者が子どもたちの健全育成のために観光施設を有効利用していただければよいと考えているということでもあります。

以上であります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業及び総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 議員定数等に関する調査特別委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、議員定数等に関する調査特別委員会報告を行います。

報告書は、各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

議員定数等に関する調査特別委員会副委員長、山谷照夫議員、報告願います。

1、議員定数等に関する調査特別委員会副委員長（山谷） 議員定数等に関する調査特別委員会報告書。

令和3年9月16日開催の第3回定例会で設置され、本委員会に付託された調査事件について、調査を終了したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況。

（1）、開催日。令和3年9月16日木曜日、令和4年1月18日火曜日、令和5年2月10日金曜日、令和5年6月2日金曜日、令和5年8月22日火曜日であります。

開催場所、議事堂（議場、議員控室）であります。

2、調査事件。

（1）、議員定数等に関する調査。

3、調査の背景。

地方分権が進展し、地方自治体の自己決定、自己責任の下、議会の役割と責任はますます大きくなってきている。二代表制の一翼として、民主的に合意形成を進めていくことは議会の重要な役割である。

本町における議員定数については、平成23年にそれまでの14人から13人に改める条例改正を行い現在に至っている。また、議員報酬については、平成17年4月1日の改定から現在の月額となっている。

本町議会では、議会に与えられた大きな権限と役割を最大限に発揮し、町民の負託に応え、町民の福祉の向上と広尾町の持続的で豊かなまちづくりを実現するため、平成26年に議会基本条例を制定し、議会改革の取組を進めてきた。

今日、全国の町村で議員の成り手不足が深刻化しており、本町においても平成28年、令和2年執行の町議会議員選挙は2期連続の無投票当選となった。議員の成り手不足は、議員定数と議員報酬についても大きく関わる問題であることから、議長を除く全議員による調査特別委員会を設置し、本町の適正な議員定数及び議員報酬について調査を行った。

4、調査の内容。

(1)、研修会の開催。

議員報酬の在り方や議会改革に対する見識を深め、議員定数と議員報酬を検討する上で参考とするため、全国的にも著名な講師を招聘し、議員研修会を開催した。

①、広尾町議会議員等研修会。

「議会改革と議員定数・報酬等のあり方」

～「住民自治の根幹」としての議会の作動～

講師、大正大学社会共生学部教授、江藤俊昭氏。

開催日、令和4年10月26日水曜日。

開催場所、児童福祉会館2階ホール。

(2)、民意の反映について。

住民の意向を把握するための方法として、議会報告会や議会懇談会、モニター会議の開催時に、参加した住民と議員が懇談や意見交換をする中で、本町の適正な議員定数及び議員報酬について意見や要望を受けた。

①、議会報告会は、表のとおり6回開催し、開催場所と参加者数は記載のとおりであります。

②、議会モニター会議は、表のとおり3回開催し、開催場所と参加者数は記載のとおりであります。

③、議会懇談会は、表のとおり2回開催し、団体名と開催場所及び参加者数は記載のとおりであります。

5、調査結果。

(1)、議員定数について。

議員定数の調査に当たっては、人口規模や他町村との比較、民意の反映、委員会機能の充実、議

員の成り手不足等、様々な視点から調査を行った。

住民からは、定数を減らした場合に意見が偏ることを危惧する発言や、人口減に合わせて議員を減らすべきなど、現状維持や定数減等の意見があったほか、議会における議員定数に関する十分な議論を望む声があった。

議員からの意見であります。

定数減では、当選のハードルが高くなり立候補が難しくなる。

住民からの要望や意見を把握する機会が減少し、民意を反映する機能が低下する。

議会の活性化においては、1人でも人数は多いほうが議論の場としては基本的によい。

1つの常任委員会の人数としては現在の人数が限界であり、少なくなった場合、委員会として機能することが困難になる。

管内の他町村との比較や人口規模に対する議員数を見た場合、妥当な定数である。

活発な議論により将来のまちづくりを考えるべきであり、議論に必要な人数として現状維持とすべき。

昨年の議員研修の中で、講師から「議員定数等を考えることは、新しい議会をつくり出すために必要であり、現在の議会のためではなく、多くの多様な住民が将来、議員になりやすく、活動しやすくする条件である」との話があった。このことを踏まえると、将来、議員を目指そうとする住民のためにも今から門扉を狭くする必要はないのではないか。

人口減少が進んでいる状況等も踏まえ、現状の議員定数から1名減とすべき。

以上のとおり、議員定数については、現状維持とすべきとする意見と削減すべきとする意見、また、定数増の意見があり、採決を行い、調査結果を現行の議員定数となっている13名の現状維持とすることに決定した。

(2)、議員報酬について。

議員報酬の調査に当たっては、他町村との比較、議員の成り手不足等の視点から調査を行った。

住民からは、報酬増によって議会の活発化を期待する意見や、議員定数との関連から定数の減分を報酬増の原資にする等の多様な意見が出され、今後の議会における十分な議論を望む声も複数寄せられた。

議員からの意見であります。

町の財政状況を考えると非常に難しい問題かと思うが、改定から20年近くの年数がたっており、将来議員を目指す方のことをいろいろ考えると、増額改定の必要もあるのではないかと。

報酬のみの収入で生活するには少ない。若い候補が立候補するには生活を保障できる報酬が必要。

管内町村の状況と比較して、現状維持が妥当である。

活動に見合った報酬の額となっており、現状維持が妥当である。

今後、政務活動費の交付について調査・検討もすべき。

以上のとおり、議員報酬については、現状維持とすべきとする意見と報酬増の意見があり、採決を行い、調査結果を現状維持とすることに決定しました。

以上、議員定数等に関する調査特別委員会の報告とします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

お諮りします。議員定数等に関する調査は以上で終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本調査を終了することに決しました。

これをもって議員定数等に関する調査を終了いたします。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和5年第3回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の令和5年度普通交付税の決定についてであります。

令和5年度の普通交付税額が7月28日に決定しましたので、その概要について説明いたします。

別紙の行政報告資料、中段の太枠をご覧ください。

本年度の普通交付税は34億7,088万1,000円であります。当初交付決定額で前年度と比較いたしますと、交付額で5,950万9,000円の増、率で1.7%の増となりまして、地方財政計画上の増加率と同水準となりました。

また、臨時財政対策債の令和5年度発行可能額は2,078万6,000円、52.5%の減となっております。

なお、令和5年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計では34億9,166万7,000円となり、前年度の当初の合計額と比較しますと、金額で3,651万6,000円、率で1.1%の増となりました。普通交付税の増額要因の主なものは、包括算定経費の増によるものであります。

一方、基準財政収入額は、町民税等の増により全体として増加しております。

また、令和5年度の当初予算については、普通交付税33億7,000万円、臨時財政対策債2,500万円、合計33億9,500万円を計上しておりますが、算定の結果、9,666万7,000円の追加補正という結果になったところであります。

次に、2点目の広尾高等学校の募集学級の減についてであります。

9月5日に北海道教育委員会が公表した公立学校配置計画において、広尾高等学校の募集学級数が令和6年度に1学級削減され、1学年1学級となりました。

現在、広尾中学校3年生は36名であり、過去の地元中学校から広尾高校への進学率を考えても、次年度1年間の募集でも町内外から広尾高校へ入学を希望する生徒への影響はないものと考えます。

が、翌年度の卒業見込み者数は53名となっておりますので、生徒の進路選択に影響が出ないよう、次年度に向けた北海道教育委員会への2間口確保の要請を今年中に行う予定であります。

今後も広尾高校への支援、北海道教育委員会への要請活動など、高校存続に向けた取組を続けてまいります。

次に、3点目の道路維持作業中の事故についてであります。

7月25日、広尾郡広尾町字紋別10線25番地先尾張支線道路において、建設水道課職員が町道脇の木から伸びた枝を高枝用チェーンソーで伐採中、誤ってN T T架空光ケーブルを切断し損害を与えたものです。

なお、この事故によるけが人はありませんでした。

損害賠償の和解及び損害賠償の額に係る関係予算の専決処分につきましては、本議会に提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

職員に対しては、作業を行う際の安全確認につきまして、日頃より指導を行っているところですが、一層の徹底を図ってまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、8日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて別冊のとおり報告をさせていただくものであります。

詳細につきましては、副町長より補足説明をいただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、報告第5号につきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料、別冊の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書、監査委員からの令和4年度広尾町決算に基づく健全化判断比率審査意見書、そして令和4年度広尾町公営

企業決算に基づく資金不足比率審査意見書の合計3冊をご用意いただければと思います。報告第5号の別冊でございます。

初めに、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをお願いいたします。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告書であります。

中ほどの米印のところに概要を整理しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

表の説明でありますけれども、判断項目といたしまして4つの指標を示しております。実質赤字比率から将来負担比率までの4つであります。それぞれの判断比率につきましては、標準財政規模と比較して指標化したものであります。

指標と判断基準の関係であります。これら4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化計画を定め、また、将来負担比率を除く3つの指標のいずれかが財政再生基準を超えた場合には、国の関与、指導による財政再生計画を定めなければならないということになっております。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

2ページ目をおめくりください。

(2)の実質赤字比率であります。一般会計等の実質収支が赤字の場合に数値として表示をされます。黒字決算のため、比率の表示はありません。計算式については、下段に記載のとおりであります。

次に、3ページの(3)、連結実質赤字比率については、全会計を含めた実質赤字の場合に数値として表示されます。全会計黒字となったことから、比率の表示はありません。計算式については、記載のとおりであります。

次に、4ページをお願いいたします。

(4)の実質公債費比率についてであります。

表の下段の(4)のとおりでありまして、3か年平均で14.5%、前年と比較しまして0.2ポイントの減となっているものであります。主な減少の要因につきましては、基準財政需要額に算入された公債費の増であります。

次に、5ページをお願いいたします。

(5)の将来負担比率であります。

一般会計等の借入金や債務負担行為に基づくもの、さらに特別会計への繰出金のうち公債費に係るものなど、将来負担すべき実質的な負債の残高等を対象としておりまして、令和4年度につきましては、下段の計算式により25.4%となり、前年比11.2ポイントの減となったものであります。減の主な要因につきましては、一般会計の地方債現在高の減少によるものであります。いずれも早期健全化基準を下回っているところであります。

次に、6ページをお願いいたします。

資金不足比率報告書であります。

公営企業会計等に係る資金不足比率の状況であります。本町におきましては、公営企業法適用企

業として水道事業会計、法非適用企業として港湾管理特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計の3つの特別会計が対象となっております。令和4年度決算は、いずれも資金不足の状況になる会計はありませんでした。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載してあるとおりでありますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

続きまして、別冊－1の関係、健全化判断比率の審査意見書でありまして、監査委員からの意見書であります。別冊－1をお願いいたします。

2枚めくっていただきまして、2ページ目をお願いいたします。

5の審査の結果でありまして、総合意見でございます。

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めるとするものであります。

次に、もう一枚の別冊－2のほうをお願いいたします。公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目の下段、5の審査の結果であります。

審査に付された令和4年度各公営企業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、各公営企業会計決算において資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算定されないことを確認したとするものであります。

以上、報告第5号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎日程第8 報告第6号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を行います。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） それでは、報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき報告をさせていただきます。

お手元の点検及び評価報告書の1ページをお願いいたします。

まず、総合教育会議の開催状況であります。

改正地方教育行政法の施行に伴い、平成27年度に設置されました広尾町総合教育会議につきましては、10月7日に開催をしております。会議における議題等につきましては、記載のとおりであり

ます。

次に、2ページから4ページまでは、教育委員会会議の開催状況についてであります。令和4年度は、9回の会議を開催しております。各会議における議題等につきましては、掲載のとおりとなっております。

次に、5ページから10ページまでは、令和4年度における教育委員の主な活動状況を載せております。

次の11ページには、教育委員会に設置しております主な審議機関等の開催状況について掲載しております。

12ページには、令和4年度の教育費に係る予算と決算の状況を載せてございます。教育費全体の予算に対する執行率は96.6%となっております。

次に、教育委員会事務事業の執行状況等について掲載しております。

まず、13ページから20ページには、令和4年度の教育行政執行方針に関する主な施策について、学校教育、学校給食、社会教育、社会体育、図書館の項目ごとに整理をしております。

続く21ページから27ページには、教育に関する事業の状況といたしまして、各学校の学級編制や児童生徒数をはじめ、学校教育に係る事業の状況、学校等施設の耐震状況について載せてございます。

また、28ページから文化・社会教育・社会体育に関する事業の状況を載せており、31ページ、32ページには令和4年度の文化賞・スポーツ賞等の受賞者一覧を掲載しております。

なお、これら事項につきまして、広尾町町内会連合会会長秋月直志氏並びに広尾中学校PTA会長伊藤了氏のお二人から意見をいただいております、その内容は33ページ、34ページに掲載しております。

以上、簡単ではございますけれども、令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についての説明を終わります。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を終わります。

◎日程第9 報告第7号～日程第10 報告第8号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第7号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和4年度における業務実績に関する評価についてと日程第10、報告第8号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の第1期中期目標期間における業務実績に関する評価についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第7号及び報告第8号について、一括して報告させていただきます。

本件2件につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第3号の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和4年度における業務実績に関する評価と第1期中期目標期間における業務実績に関する評価を行いましたので、同条第5項の規定により、その評価結果を議会に報告するものであります。

初めに、報告第7号の令和4年度における業務実績に関する評価についてから申し上げます。

評価を行うに当たりましては、国保病院から提出のありました業務実績報告書の内容を確認し、令和4年度の年度計画に登載された取組につきまして、小項目及び大項目の項目別評価を行い、その結果を踏まえて、全体評価では中期目標の進捗状況につきまして総合的な評価を行ったものであります。

お手元の報告第7号別冊、令和4年度における業務実績に関する評価結果、これをご用意いただければと思います。報告第7号の別冊でございます。

2ページをお願いいたします。

1の全体評価、(1)、評価結果であります。

全体評価につきましては、項目別評価の結果を踏まえまして、「中期計画の実現のためには、やや遅れている」という評価が妥当であると判断いたしました。

次、4ページの2の大項目評価につきましては、大項目「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」と、それから6ページの大項目「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び次の7ページの大項目「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、いずれもC評価（中期計画の実現のためには、やや遅れている）と判断をいたしました。

次、8ページをお願いいたします。

大項目「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきましては、A評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。

次に、報告8号の第1期中期目標期間における業務実績に関する評価について申し上げます。

評価に当たりましては、国保病院から提出がありました第1期中期目標期間における業務実績報告書の内容を確認し、法の規定に基づき、独立行政法人化を契機とした病院改革の取組などにも考慮し、年度計画及び中期計画の達成状況を分析し、小項目及び大項目の項目別評価を行い、全体評価では中期目標期間における業務実績を、項目別評価の結果を踏まえつつ総合的な評価を行いました。

お手元の報告第8号の別冊の第1期中期目標期間における業務実績に関する評価結果をご用意いたします。

2ページであります。

1の全体評価、(1)、評価結果であります。

全体評価につきましては、大項目別評価の結果を踏まえまして、「中期目標の実現に向けておおむね計画どおり進んだ」という評価が妥当であると判断いたしました。

項目別評価につきましては、5ページであります。

2の大項目評価、大項目「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」は、B評価（中期目標の実現に向けておおむね計画どおり進んだ）と判断いたしましたところであります。

次に、飛んでいただきまして、23ページをお願いいたします。

大項目「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び28ページの大項目「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、いずれもC評価（中期計画の実現のためには、やや遅れた）と判断いたしました。

次、32ページをお願いいたします。

大項目「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきましては、A評価（中期目標の実現に向けて計画どおりに進んだ）と判断したところであります。

なお、評価結果の詳細につきましては、担当参事が補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） 報告第7号及び報告第8号について、補足説明をさせていただきます。

お手元に報告第7号別冊、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院令和4年度における業務実績に関する評価結果と、報告7号関係資料1、年度計画（令和4年度）の2つの資料をご用意ください。

初めに、別冊、業務実績に関する評価結果の1ページをご覧ください。

令和4年度の業務実績に関する評価の方法であります。

中段の表1、小項目評価基準は、進捗の度合いとその判断基準によりVからIで評価しております。また、表2の大項目評価基準は、進捗の度合いとその判断基準によりSからDで評価しております。

2ページをお願いします。

1、全体評価に当たって考慮した事項を3ページまで記載しております。後ほどお目通しください。

次に、4ページをお願いします。

2、大項目評価についてです。

大項目の第1につきまして、(1)、評価結果のC評価の判断理由、(2)は小項目評価の集計結果では、「Ⅳ」の評価が10項目、「Ⅲ」の評価が6項目、「Ⅱ」の評価が3項目であり、大項目評価の判断基準の小項目のⅢからⅣの評価がおおむね9割未満に該当するため、大項目評価としてはC評価が妥当であると判断したものであります。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、ご用意いただきました関係資料1になります。
報告第7号関係資料1の年度計画の1ページをご覧ください。

上から3行目です。

1、町立病院としての役割、(1)、救急医療体制の充実の小項目評価につきましては、IV（計画を上回っている）と判断いたしました。

その評価の理由として、北斗病院と連携し地域医療ネットワークシステム（TMIリンク）が活用され、また、緊急画像連携システム（HEMI）により救急転送時の診療情報共有がスムーズになされたことを評価いたしました。

以降、小項目評価基準により年度計画に対しての進捗度合いを判断し、評価した内容を記載しております。後ほどお目通しください。

先ほどの報告第7号別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただきたいと思います。

別冊の6ページをご覧ください。

大項目の第2につきまして、(1)、評価結果のC評価の判断理由は、(2)の記載のとおりであります。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料1、年度計画の10ページから12ページに記載しております。後ほどお目通しください。

次に、別冊の7ページになります。

大項目の第3につきまして、(1)、評価結果のC評価の判断理由は、(2)の記載のとおりであります。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料1、年度計画の12ページから15ページに記載しております。後ほどお目通しください。

次に、別冊8ページになります。

大項目の第4につきまして、(1)、評価結果のA評価の判断理由は、(2)の記載のとおりであります。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料1、年度計画の15ページに記載しております。後ほどお目通しください。

別冊の9ページです。

資料となりますが、小項目評価の集計結果を表にまとめたものでございます。

10ページにつきましては、小項目評価の結果表でございます。

表の左側の区分は、大項目の第1から第4までの各小項目で、右側に評価結果を示してございます。

次のページ、11ページから13ページまでは、予算、収支計画、資金計画で令和4年度の決算額を併記したものでございます。

また、報告第7号関係資料2につきましては、国保病院から提出がありました令和4年度の業務実績報告書でございます。

以上が、令和4年度における業務実績に関する評価結果となります。

次に、お手元に報告第8号別冊、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第1期中期目標期間における業務実績に関する評価結果及び報告第8号関係資料、第1期中期目標期間における業務実績報告書の2つの資料をご用意ください。

別冊の1ページをお開きください。報告第8号別冊1ページです。

中段になります。中期計画を5段階により評価しております。表1の小項目評価基準は、4年間の中期計画の達成度合いとその判断基準により、VからIで評価しております。また、表2の大項目評価基準は、中期目標の達成度合いとその判断基準により、SからDで評価しております。

2ページをお願いします。

中段の(2)、全体評価に当たって考慮した事項を4ページまで記載しております。後ほどお目通しください。

5ページからは、大項目評価における評価結果に対する各小項目評価の評価結果となります。

大項目の第1につきまして、評価結果はB評価であります。

年度別評価結果は、令和元年度から令和3年度までの実績はA評価であり、令和4年度は先ほど報告したとおりC評価でございます。右側、中期目標期間評価の法人の自己評価はB、町の評価もBであり、その判断理由は記載のとおりであります。

次に、中段の1、町立病院としての役割、(1)、救急医療体制の充実の小項目評価ですが、中期目標に対して病院が定めた中期計画を記載しております。評価はIV（中期計画を上回った）と評価しました。

年度別評価結果は、令和元年度から令和4年度までIVの評価であり、右側、中期目標期間見込み評価の法人の自己評価もIV、町の評価もIVであり、その判断内容は記載のとおりであります。

6ページをお願いします。

(2)、地域医療の維持です。

中期計画では、①、入院医療、④、在宅医療で、KPI目標が設定されております。

7ページをお願いします。7ページ中段です。

評価はIVと評価しております。

入院医療では、地域包括ケア入院医療管理料の32床と急性期一般入院基本料の16床と合わせて48床が維持され、小規模ながらも地域多機能病院の基盤がつくられました。

指標の表の下であります。外来医療では、常勤内科医の退職で安定感を欠くこともありました。が、北斗病院からの支援医師により診療体制を維持することができ、新型コロナワクチンの接種では、一部の外来診療を休診しワクチン接種体制を確保するなど献身的に行い、町の感染防止対策に貢献したところです。

次に、8ページをお願いします。

(3)、医療機関間の連携強化は、IVと評価しております。

北斗病院との連携により、診療面では各診療科への医師の派遣、当直医の対応、経営面では職員の派遣や経営アドバイスなどの支援を受けることができております。

次に、9ページの(5)、疾病予防、重症化予防の取組は、IIIと評価しております。

令和3年度から開始したMRIを活用したSMILEドックの受診件数は、新型コロナウイルスの影響などにより目標値を下回ったところですが、町民に特定健診の受診を働きかけたことにより受診件数が目標値を上回り、町民の健康管理に寄与したことを評価しております。

次に、11ページをお願いします。

下段の2、医療水準の向上の(1)、医療職の人材確保と人材育成は、13ページをお願いします。上段です。Ⅲと評価しております。

医師の人材確保について、独立行政法人化当初は常勤医3人体制でスタートしましたが、常勤医の4人体制が継続できず、入院医療における常勤内科医の負担が増え、入院患者数の伸び悩みにも影響しましたが、北斗病院などの協力による派遣医師により内科外来の診療体制を維持することができ、また、医師の負担を軽減する取組は、医師事務作業補助者を5人採用し、一定の効果が見られました。看護師等の人材確保については、薬剤師の不足を解消し切れず、看護師についても退職者を補充できず、目標値を下回る体制での運営を迫られました。

次に、17ページをお願いします。

中段の(4)、患者の利便性向上です。

次の18ページの上段です。

法人の自己評価はⅡ、町の評価もⅡと評価しております。

患者送迎バスの運行では、患者の利便性が確保されております。また、自動精算機の導入によりクレジット払いが可能となり、患者ニーズの対応ができております。

一方、ボランティアの受入れについては、新型コロナウイルスの影響もあり、実施することができなかったことから、法人の自己評価も中期計画を下回ったと評価されたところです。

次に、22ページをお願いします。

大項目の第1についての意見及び指摘等ですが、常勤医、看護師及び薬剤師を確保することを付記しております。

次に、23ページをお願いします。

大項目の第2につきまして、評価結果はC評価であります。

年度別評価結果は、令和元年度から令和4年度までの実績はC評価であります。右側の法人の自己評価はB、町の評価はCであり、その判断理由は記載のとおりであります。

25ページをお願いします。

中段やや下の(3)、人事評価システムの構築について、中期目標では人事評価制度を導入することとしておりますが、病院の中期計画では、職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な人事評価制度を導入することでありましたが、中期目標の期間中に人事評価システムが構築されなかったものであり、法人の自己評価はⅠ、町の評価もⅠと評価しております。

次に、26ページをお願いします。

(4)、勤務成績を考慮した給与制度の導入では、中期目標と中期計画で職員の勤務成績が適切に反映できる給与制度の運用を図ることとしていますが、勤務成績が適切に反映できる給与制度が中

期目標の期間中に導入されなかったものであり、法人の自己評価はⅠ、町の評価もⅠと評価しております。

27ページをお願いします。

最後の行であります。

大項目の第2についての意見及び指摘等ですが、時間外勤務の増加を防ぐため、業務の見直しなどを検討することを付記しております。

次に、28ページをお願いします。

大項目の第3につきまして、評価結果はC評価であります。年度別評価結果は、令和元年度から令和3年度までの実績はA評価であります。令和4年度はC評価であります。右側の法人の自己評価はB、町の評価はCであり、その判断理由は記載のとおりであります。

1、持続可能な経営基盤の確立は、中期計画で令和4年度の目標が示されており、経常収支比率は102%、医業収支比率は71%、職員給与費比率は84%となっております。

29ページをお願いします。

北斗病院のコンサルティングを受け経営改善に向けた取組が実施され、収益の確保と費用の削減が図られており、各指標の各年度の実績は表のとおりであります。各指標の4年間の合計であります。医業収支比率及び職員給与費比率は目標値を下回っておりますが、経常収支比率は目標値を上回っており、法人の自己評価はⅢ、町もⅢと評価しております。

次に、2、収入の確保であります。中期計画において各指標の目標が示されております。

次のページをお願いします。

中段やや下の入院患者数から平均外来単価の各指標の各年度実績及び4年平均の表をご覧ください。

入院患者数の目標値は1日当たり41人ですが、表の右側、4年間の平均で30.0人と大きく下回り、これに伴い、病床利用率も目標値85%に対し、4年間の平均では約22ポイント下回り、62.5%であります。平均入院単価は病床機能と入院基本料の見直しにより、目標値を上回っております。外来医療は、新型コロナワクチンの実施で、外来患者数が増え、目標値1日当たり171人に対し、4年間の平均で192.3人と上回っております。ただし、令和3年度、4年度においては、新型コロナワクチン接種の実施とそれによる外来休診が外来単価を押し下げ、平均外来単価は目標値5,713円に対し、4年間の平均で5,425円と下回っております。なお、ワクチンとSMILEドックを除く4年間の平均外来患者数は、1日当たり173.3人、平均外来単価は5,645円となるものであります。法人の自己評価はⅡであり、町もⅡと評価しております。

次に、3、費用の削減であります。中期計画において各指標の目標が示されております。

次のページをお願いします。

下段の表は、委託費比率など、各指標の年度ごとの実績比率等を示しております。4年間の平均では委託費比率は17%と目標値を下回りましたが、材料費比率と後発医薬品採用率は目標値を上回っております。法人の自己評価はⅣ、町はⅢと評価しております。

大項目の第3についての意見及び指摘等ですが、1つ目は、常勤内科医及び看護師を確保し、入

院患者数と病床利用率の向上を図ること、2つ目は、PDCAサイクルによる目標管理など経営改善に向けた取組を実施し、収益の確保と費用の削減を図ることと付記しております。

次に、32ページをお願いします。

大項目の第4につきまして、評価結果はA評価であります。年度別評価結果は、令和元年度から令和4年度までの実績はA評価であります。右側の法人の自己評価もA、町の評価もAであり、その判断理由は記載のとおりであります。

中段の1、町からの財政支援については、33ページ上段の運営費負担金交付金の表をご覧ください。

初年度は計画に対し実績との比較で725万円の減でありましたが、翌年度以降は計画に対し実績額が増加し、4年間の合計で中期計画の予定額13億5,726万円に対し実績額は15億8,701万円と、2億2,975万円の超過となりました。増加した主な要因は、派遣職員の増員による「施設出向職員経費」の増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした自動精算機の新設による「資産購入に要する経費」の増額、町主導による施設内照明LED化工事による「工事に要する経費」の増額などにより、繰入額が中期計画の予定額を上回りました。

また、医療機器の購入などにおける過疎債を財源とする貸付金が町の事情で運営費負担金交付金に切り替わり、それらを考慮すると、繰入額の実質超過額は8,403万円となるものであります。法人は、町からの財政支援であることから自己評価をしておりません。町はⅢと評価しております。

33ページの下段です。

大項目の第4についての意見及び指摘等ですが、不採算医療など政策的な部門の経費については、町の財政支援を有効に活用しつつ、そのほかの部門での採算性を向上させ、地方独立行政法人の経営原則である独立採算を確立するよう努めることと付記しております。

次に、34ページをお願いします。

参考資料であります、小項目評価の集計結果を表にまとめたものでございます。表の左側の区分は、大項目、小項目の区分となります。上の区分は達成度合いのVからIの区分となり、それぞれ集計したものでございます。これが大項目の評価結果の判断理由となったものでございます。

35ページにつきましては、小項目評価の結果表でございます。

表の左側の区分は、大項目の第1から第4までの各小項目で、右側に評価結果を示してございます。

また、36ページから38ページまでは、予算、収支計画、資金計画で、令和元年度から令和4年度までの実績を参考資料として添付しております。後ほどご確認ください。

以上が、第1期中期目標期間における業務実績に関する評価結果となります。

また、報告第8号関係資料につきましては、国保病院から提出がありました第1期中期目標期間における業務実績報告書でございます。

補足説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で報告第7号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和4年度における業務実績に関する評価についてと報告第8号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の第1期中期目標期間における業務実績に関する評価についての報告を終わります。

休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

再開します。

◎日程第11 報告第9号～日程第12 報告第10号

1、議長（堀田） 日程第11、報告第9号 専決処分の報告についてと日程第12、報告第10号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第9号及び報告第10号 専決処分の報告について、一括して報告させていただきます。

初めに、報告第9号であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

道路維持作業中の事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたものであります。

相手方、事故の概要、和解の内容及び損害賠償額につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、報告第10号の専決処分の報告であります。

同じく、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したものでありまして、別紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。道路維持作業中の事故による損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和5年8月7日であります。

次のページの令和5年度広尾町一般会計補正予算（第5号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算に22万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億9,856万2,000円とするもので、第2項で補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

20款5項雑入は、損害賠償に係る総合賠償保険金であります。

次のページの補正の歳出であります。

7款2項道路橋りょう費は損害賠償金でありまして、歳入同額の22万2,000円を計上するものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第9号 専決処分の報告についてと報告第10号 専決処分の報告についての報告を終わります。

◎日程第13 認定第1号～日程第22 認定第10号

1、議長（堀田） 日程第13、認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第22、認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

続きまして、認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

各会計の決算認定につきまして、認定方よりお願いを申し上げるところであります。

なお、それぞれの各会計の決算の内容につきましては、副町長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、説明をいたします。

初めに、お手元の決算書並びに決算関係資料の確認をお願いいたします。

まず、令和4年度広尾町各会計別決算書であります。次に、令和4年度決算に係る主要な施策等説明資料、続きまして令和4年度の広尾町水道事業会計決算書、次に監査委員からの決算審査意見書が一般会計及び特別会計と公営企業会計合わせて2冊でございます。合計5冊の資料でございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、一般会計の決算についてご説明をいたします。

広尾町各会計別決算書の4枚目、1ページ目、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

決算の総括表であります。

このうちの一般会計であります。

予算現額79億8,211万1,000円に対しまして、歳入決算額79億135万225円、歳出決算額77億740万3,235円、差引き額1億9,394万6,990円でありまして、歳入決算額に対する歳出決算額の執行率は97.5%であります。

次に、特別会計の関係であります。

港湾管理特別会計から病院事業債管理特別会計の8特別会計の合計でありまして、予算現額は26億1,353万9,000円に対しまして、歳入決算額25億8,560万4,799円、歳出決算額25億5,227万6,927円、差引き額3,332万7,872円、執行率98.7%であります。

次に、主要な施策説明資料をお願いいたします。横の説明資料であります。

主要な施策説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、第1表の決算概況の表から順次説明いたします。

単位は1,000円単位あるいはパーセントとなっております。

まず、1の一般会計の決算状況についてであります。先ほど申し上げましたとおり、(C)欄の決算額差引きにつきましては、1億9,394万7,000円となりました。翌年度に繰り越すべき財源の(D)欄につきましては380万6,000円を差し引きまして、実質収支(E)欄は1億9,014万1,000円となったものであります。

次に、単年度収支(F)欄は、マイナスの3,651万3,000円、積立金(G)欄は8,000円で、繰上償還額(H)欄及び積立金の取崩し額(I)欄はありません。結果、実質単年度収支(J)欄は、マイナスの3,650万5,000円となったものであります。

次の欄の2の一般会計の地方債残高及び財政指数状況等であります。

地方債の現在高であります、98億7,058万8,000円であります。前年度と比較しまして8億2,131万7,000円の減少となりました。内訳としまして、政府資金が67億5,980万2,000円、その他が31億1,078万6,000円あります。

次の次年度以降の債務負担行為額であります、4億9,344万4,000円あります。前年度比1億6,324万3,000円の増加となりました。これにつきましては、主に公共施設の指定管理に係る増加分が主な要因となっております。

次に、実質公債費比率につきましては14.5%、将来負担比率は25.4%であり、さきの報告第5号

でご報告したとおりでございます。

次に、中ほどの表の関係であります、財政力指数につきましては0.230、次の経常収支比率につきましては87.7%でありまして、前年度比5.3ポイントの増加であります。

次に、税の徴収関係であります、全体では96.4%、前年度比0.2ポイントの増加であります。現年度分につきましては、0.2ポイントの減でありました。

次に、3の基金の状況であります、令和4年度の全会計の合計積立金現在高は33億6,196万円でありまして、令和3年度末より約2,000万円程度増加したところであります。内訳につきましては、財政調整基金が6億8,404万円、減債基金が12億238万8,000円、以下記載のとおりでありまして、用品購入基金の現在高800万円を含めた合計額は33億6,996万円となりました。

備荒資金の納付金につきましては、現在高が2億3,319万6,000円であります。

次に、4の各会計別の決算状況であります。

これにつきましては、一番右側の列の上段の地方債の令和4年度末現在高について説明をさせていただきます。

港湾管理特別会計では1億2,747万8,000円で、前年度比2,736万5,000円の減少であります。簡易水道事業特別会計では2億5,679万9,000円で3,801万9,000円の増加、下水道事業特別会計では14億3,082万5,000円で1億4,166万8,000円の減少、国民健康保険事業勘定特別会計では324万8,000円で107万2,000円の減少、病院事業債管理特別会計では2億9,979万1,000円で2,671万3,000円の減少であります。特別会計全体では令和4年度末残高21億1,814万1,000円で、1億5,879万9,000円の減少でございます。

次に、5の特別会計等への繰出金等決算額の状況であります、それぞれ記載のとおりでありますので、後ほどご確認をいただければというふうに思います。

以上が、令和4年度の一般会計及び各特別会計の決算概況でございます。

次に、監査委員からの決算書の意見書が提出されておりますので、令和4年度の一般会計及び特別会計決算審査意見書並びに広尾町基金運用状況審査意見書をご覧いただきたいと思います。監査委員からの意見書でございます。

まず、1ページをお願いいたします。

下段の5の審査の結果であります。

令和4年度広尾町各会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。また、予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務に関わる事務は適正に執行されたものと認めるとされているのが監査委員の審査意見であります。

次に、飛びまして14ページをお願いいたします。

令和4年度の基金の運用状況の審査意見書であります。

広尾町の各基金に関わる関係でありまして、14ページの下段、3の審査の結果であります。

令和4年度基金運用状況については、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。基金運用の計数は次表のとおりであり、基金の目的に沿って適正に運用されたものと認めるとするものでございます。

次に、認定第10号の水道事業会計の決算でありまして、決算書をお願いいたします。

水道事業会計の決算書、14ページをお願いいたします。

総括事項によりまして、決算の報告とさせていただきます。

令和4年度の給水戸数は、前年度より31戸減の2,815戸、給水人口は4,997人となりました。有収水量につきましては、給水人口の減少の影響などから、1万3,335立方メートル減の52万891立方メートルとなりました。

収納率は、現年度分98.8%、前年度比0.3ポイントの増、過年度分は62%で前年度比8.5ポイントの減、全体では98.0%と前年度同率の実績となりました。滞納額につきましては、前年度比27万2,645円減の234万7,900円となったところであります。

有収率は、既設老朽配水管の布設替えを行い、漏水箇所の修繕に努めた結果、前年度比1.3ポイント増の81.5%になりました。

建設改良については、有効期間が満了となる量水器の更新をはじめ、老朽化した配水管の改良工事を行いました。

経営状況につきましては、地方公営企業の基本原則に立脚し経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努め、収益的収支は税抜きで、水道事業収益1億4,433万7,457円に対し、水道事業費用1億4,785万9,197円で、差引き352万1,740円の当年度純損失となりました。

なお、当年度純損失については、条例に基づき建設改良積立金で補填をいたしました。

また、資本的収支につきましては、収入額ゼロに対し支出額7,853万8,834円で、資本的収支不足額7,853万8,834円は、記載のとおり関係法令等の規定に基づき内部留保資金等で補填をしたところでございます。

次に、水道事業会計における監査委員からの意見書について報告をさせていただきます。

認定第10号、別冊資料の広尾町公営企業会計決算審査意見書をお願いいたします。

1ページ下段の5、審査の結果でございます。1ページをお願いいたします。

令和4年度広尾町公営企業会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。

予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務に関わる事務は適正に執行されたものと認めたとするものでございます。

以上、認定第1号から認定第10号まで補足説明とさせていただきます。

令和4年度におきましては、第6次まちづくり実施計画を基本に、漁業、農業、林業など産業振興をはじめ、商工業振興、町民が安心して暮らせる福祉、医療、子育て、教育の充実などに取り組むとともに、将来を見据えた財政運営に取り組んでまいりました。また、事業執行に当たっては、新型コロナウイルスの感染予防に留意し、規模の縮小や代替事業を実施するとともに、地方創生臨時交付金を最大限活用し、低所得者や子育て世帯への給付事業、物価高騰対策として、商工振興をはじめ、漁業、農業振興に努めたところであります。

こうした状況の中、各会計、各事業につきまして一定の推進ができましたことにつきまして、ひとえに町民の皆様、議員各位の多大なご指導、ご理解、ご協力のたまものであり、改めて厚くお礼

と感謝を申し上げます。重ねまして、認定方よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件10件は、議長と議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、委員会には必要に応じて地方自治法第98条による検閲検査請求権を付与しておきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件10件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、決算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。

決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時42分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には渡辺富久馬議員、副委員長には萬亀山ちず子議員が互選されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日7日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承ください。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時42分